

地方財政の充実・強化を求める意見書

経済財政諮問会議では、2020年のプライマリーバランス黒字化に向け、歳出削減の議論が進められているが、今後の国家予算等の検討においては、国民生活を向上させるために、本来必要な公共サービスの提供に向け、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算及び地方財政の充実をめざす必要がある。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体の多様な財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図るとともに、今後策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 急増する社会保障ニーズへの対応に必要な予算確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの財源措置については、復興集中期間終了後も継続すること。
- 4 法人実効税率や自動車取得税など、各種税制の見直しを検討する際は、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じないよう対応を図るほか、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税は、現行制度を堅持すること。
- 5 「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」は、現行水準を確保するとともに、これらの財源措置については、社会保障や環境対策、地域交通対策などの経常的経費に振り替えるなど、充実を図ること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るため、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 2015年の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税算定のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月17日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
（提出者）自由民主党、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員並びに  
維新の党中山真一議員